

コンプライアンス基本方針

信義に基づいた誠実な職務の遂行に努めるとともに、技術に関する知識と経験を高める。また、これらを駆使し、環境と調和する豊かな社会の形成に寄与する。

行動指針

(活動の基本)

1. 当団体は、健全・公正な市場競争を展開し、事業の発展を目指すために、不合理な商慣習には従わず、公正かつ透明な取引を行うこととする。万一、問題が生じたときには、その原因を迅速に究明し、再発の防止に努める。

(法令の遵守)

2. 当団体は、業務遂行に際し関連する法令・作成する倫理規定および規則を遵守し、行動することとする。

(信用失墜行為の禁止)

3. 会員は、常に品位の保持に努めるとともに、職務の内外を問わず、事業の信用を傷つけるような行為は行ってはならない。

(秘密の保持)

4. 会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(公益性の確保)

5. 会員は、業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(専門技術の権威保持)

6. 会員は、常に幅広い知識の吸収と技術の向上に努め、技術的確信のもとに業務にあたらなければならない。

(会計情報の適切な開示)

7. 当団体は、事業についての会計情報を適正に開示する。

(啓発活動)

8. 当団体は、会員に対し、本基本方針および行動指針について必要な教育を行い、啓蒙を図る。

(管理体制)

9. 当団体は、コンプライアンス管理体制を確立し、上記の活動を継続的に監視する。

(理事の責任)

10. 理事は、率先垂範して本指針を実践するものとし、指針に反するような事態が発生したときには、自ら解決に当たり、原因究明、再発防止に努め、権限と責任を明確にした上で、適正に対処する。

2016年 10月 1日

特定非営利活動法人 大阪湾沿岸域環境創造研究センター

最高管理責任者 中原 紘之

コンプライアンス推進責任者 岩井 克巳